

資金運用規程

（目的）

第1条 公益財団法人愛媛県視覚障害者協会（以下本協会という。）の資金運用は、定款第7条の定めに基づき、この資金運用規程によるものとする。

（適用される財産）

第2条 この規程が適用される財産は、基本財産と特定資産とする。

（資金運用の対象）

第3条 前条に規定する財産の資金運用対象は銀行の定期預金とする。

（資金運用益の使途）

第4条 資金運用益のうち、基本財産は法人の管理運営費の財源として使用し、特定資産は公益目的事業の財源として使用する。

（規程の改廃）

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

この規程は、平成25年8月25日より施行する。

この規程は、平成27年12月6日より改正施行する。